

上越地域消防事務組合入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、上越地域消防事務組合が発注する物品の製造の請負又は購入、建設工事の請負及び建設コンサルタント等業務（建設工事に係る測量、調査、設計等の業務をいう。以下同じ。）の委託について一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「入札等」という。）に参加する者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 入札等に参加する者の資格等については、次の各号に掲げる契約の区分に応じて、当該各号に掲げる上越市の規定を準用する。この場合において、上越市の規定中「納税状況の調査に関する承諾書（本市に住所又は営業所等を有しない者にあつては、所得税又は法人税の納税証明書）」とあるのは、「所得税又は法人税の納税証明書」と読み替えるものとする。

(1) 物品の製造の請負又は購入 上越市物品入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第5号）の規定

(2) 建設工事の請負 上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第7号）の規定（同規程中第5条の格付及び申請者への通知に関する部分、第7条第3項の格付に関する部分、第10条第2項の格付の降級に関する部分並びに第21条の格付の降級に関する部分の規定を除く。）

(3) 建設コンサルタント等業務の委託 上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成12年上越市告示第77号）の規定（同規程中第6条の申請者への通知に関する部分を除く。）

附 則

この要綱は、平成29年12月7日から実施する。